

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
51	<p>平成30年度盛岡市避難場所標識整備業務委託</p> <p>1 事業の有効性 (1) 事業の有効性について</p> <p>市としての整備スケジュールの策定について</p> <p>【現状の問題点】 避難場所標識の整備スケジュールについて、平成29年度から令和5年度までに193箇所の整備（既設標識の更新及び未整備箇所への新設）を行うものとしているが、これまでの実績は年に10箇所程度の既設標識の更新にとどまっていることから、令和5年度までに整備が完了することは困難なものと考えられる。</p> <p>【解決の方向性】 予算が限られている状況だが、防災対策として重要性を有するものでもあると考えるため、改めて整備スケジュールの見直し等の着実な事業執行に向けた検討が必要と考える。</p>	<p>事業財源確保に向け、引き続き国庫補助制度及び地方債等適用有無の確認を行うとともに、他の防災対策事業との実施優先度を勘案し、整備スケジュールの見直し等の検討を行ってまいります。</p> <p>(危機管理防災課)</p>	<p>○措置済</p> <p>優先される防災対策事業の検討及び当該事業費の確保状況に合わせた整備スケジュールの見直しを実施しました。</p> <p>なお、整備までに時間を要する箇所もあることから、各施設の出入口に簡易表示をするなどの代替措置を行っております。</p> <p>(危機管理防災課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
54	<p>平成30年度盛岡市納税推進センター運營業務委託</p> <p>3 委託事業の実施に対する市の関与の適正性</p> <p>(1) 業務内容やその範囲の明確化について</p> <p>プロポーザル実施要綱における契約更新条件の明示について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>当該業務委託については、3年ごとに実施している公募型プロポーザルにより受託した事業者が「業務実績が良好であること」を理由として、随意契約により2回契約を更新しているが、「業務実績が良好であること」のみをもって一者随意契約とすることは適切ではない。（何らかの適切な理由により契約を更新することについては、事務の効率性を考慮すると合理的な実務上の取扱いといえる。）</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>公募型プロポーザルの実施時に、たとえば、「業務委託が適正かつ円滑に実施されていると認められる場合は、市の予算措置及びその他指示事項を条件として、引き続き1年間更新する。更新は2回を限度とする。」といったように、プロポーザル実施要綱で契約更新条件を明示する必要がある。</p>	<p>当該業務については、今後委託範囲や契約手法の見直しを行う過程において、公募型プロポーザルの実施要綱の精査を含め、合理的で適切な契約事務を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(納税課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和3年2月に実施された、令和3年度盛岡市納税推進センター運營業務委託公募型プロポーザルの募集にあたり、実施要領を修正し、</p> <p>①委託業務が適正かつ円滑に実施された場合は、引き続き1年間随意契約により、業務委託を予定すること。</p> <p>②業務良好による随意契約は2回を限度とすること。</p> <p>を明示したうえで実施しております。</p> <p style="text-align: right;">(納税課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
68	<p>平成30年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理等業務委託</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>見積書の審査について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>予定価格の積算にあたっては、委託先事業者から入手した見積書の金額を参考にしているが、その見積額に0.9を乗じた金額が見積審査額として明記されており、0.9を乗じた根拠については文書化されていなかった。</p> <p>また、本事業は業務実績も良好であることから一者随意契約が継続されているが、見積書は委託先事業者からのみ入手している状況であり、現状においては契約金額の客観性が担保されているとはいえない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>事後の事業の検証可能性確保のためにも、0.9を乗じた根拠を文書化すべきである。また、見積書は複数から入手し、契約金額の客観性を確保すべきである。</p>	<p>当該業務委託の見積書の内訳内容として、主に人件費とその他諸経費であったため、より正確な内訳の見積書の提出を求めるとともに、見積審査額の根拠について文書化することといたします。</p> <p>また、一者随意契約ではなく、盛岡市財務規則に基づき複数から見積書を徴取することといたします。</p> <p>(リサイクルセンター)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和3年度の予定価格の積算にあたり、0.9を乗じた根拠の文書化ではなく、国土交通省の「公共工事設計労務単価」並びに社団法人全国都市清掃会議の「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」及び「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」を根拠に積算を行いました。</p> <p>また、令和3年度は、盛岡広域の市町において、当施設と同様の業務を行っている業者へ見積書の提出を依頼しました。なお、結果として、当該業者からの見積提出は辞退となっております。引き続き令和4年度以降の契約について、見積書を提出できる委託先候補者の選定に努めてまいります。</p> <p>(リサイクルセンター)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和元年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
108	<p>平成30年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その3</p> <p>2 契約事務の適正性</p> <p>(1) 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項</p> <p>予定価格の積算における間接費相当額の積算方法について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>予定価格の積算における社会保険費の算定について、現在の算定方法は、健康保険料や雇用保険にかかる法定保険料率を直接業務費にかける方法としている。業務費全体に対する平均的な社会保険費相当額の割合等を把握していない以上は、労務費に法定保険料率をかける形にすることが合理的である。また、当該業務を遂行するにあたり、委託料の中に間接費相当分が含まれていないのは現実的ではない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>社会保険費を算定する際の対象を見直すとともに、一定の間接費相当額を考慮することが望ましいものとする。</p>	<p>予定価格の積算における間接費相当額の積算については、令和元年度から社会保険費を計上しておりますが、労務費に法定保険料率をかけるよう、今後適正に算定するとともに、現場管理費等間接費の算定方法についても検討してまいります。</p> <p>(交通政策課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和3年度の予定価格の積算から廃棄物処理施設維持管理業務積算要領を参考に、間接費相当額を計上しております。</p> <p>また、間接費相当額の一部(一般管理費)に社会保険費相当額を見込んでおります。</p> <p>(交通政策課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。